

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	令和4年度国道54号緊急雪寒交通規制その7作業
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 三次河川国道事務所長 西尾 正博 (広島県三次市十日市西六丁目2番1号)
契約締結日	令和5年3月13日
契約の相手方の 氏名及び住所	宮川興業株式会社 (広島市安佐南区大町西3丁目11-42)
契約金額	1,210,000円 ※消費税及び地方消費税相当額を含む。
予定価格	非公表 ※消費税及び地方消費税相当額を含む。
随意契約による こととした理由	別紙「随意契約理由書」のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 件 名 令和4年度国道54号緊急雪寒交通規制その7作業
2. 履 行 場 所 三次河川国道事務所管内
3. 契約の相手方 住 所：広島県広島市安佐南区大町西3丁目11-42
会社名：宮川興業（株）
4. 契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該役務の目的・内容及び契約に付する理由

- 1) 当該役務の目的・内容

本役務は、令和5年1月23日からの大雪により被災した箇所における交通の安全を早急に図るため、緊急的に行うものである。

- 2) 随意契約に付する理由

上記業者は、三次河川国道事務所における「河川及び道路等災害応急対策活動等に関する基本協定」を締結しており、令和5年1月23日に基本協定第6条に基づき出動を要請し、令和5年1月23日に相手方は受諾し、直ちに活動を実施したものである。

以上のことから、上記契約の相手方と随意契約を締結するものである。